

別表第三十六号(第137条第2項関係)

登録一般放送業務休止(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

登録一般放送の業務の休止について、放送法第129条第2項の規定により届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
休止年月日及び休止期間	
変更理由	

- 注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。
- 注2 休止しようする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。
- 注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。